

# こども会議

～子どもの意見の反映状況～

三重県

# こども会議に参加した子どもの意見聴取結果

## 1 こども会議の概要

実施期間	令和6年6月20日～令和6年9月12日
実施方法	グループごとに対面での聴き取り
参加者	17グループ・225人(小学生～大学生)

聴き取り テーマ	「子どもの権利が守られていないと思うこと、嫌だったこと」
意見数	337件

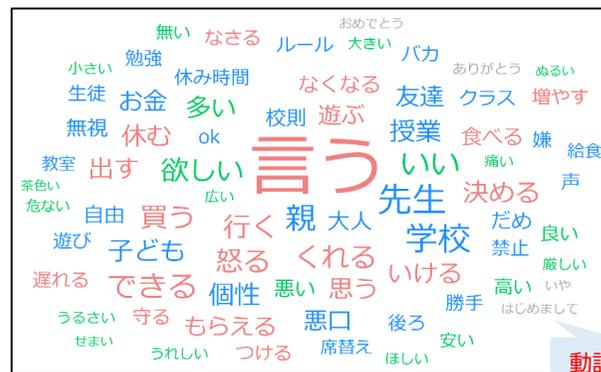
意見での出現回数に応じた大きさを単語を  
図示しています。

## 2 子どもの意見における頻出単語(名詞)

(その単語と合わせて使われていた単語)

先生	23件	言う、学校、生徒、親、悪い、注意等
学校	23件	先生、言う、行く、スポーツ、欲しい等
親	19件	言う、買う、くれる、行く、部屋、先生等
授業	10件	いい、休み時間、なくなる、学校等
個性	9件	守る、尊重、教える、校則、消す等
子...	9件	大人、決める、音楽、多い等

## 3 子どもの意見の特徴(全体イメージ) ※AIテキストマイニングによる分析



動詞(赤)  
名詞(青)  
形容詞(緑)

## 4 主な意見

### (先生について)

- 先生の機嫌が良い時と悪い時で人に接する態度が違う。
- 先生が授業に遅れるのはいいけど、生徒はだめ。
- 先生によって対応が異なる。

### (学校について)

- 学校を休んだため、授業の残りがあって休み時間がなくなった。
- 学校の下校時間が厳しい。
- 先生に学校に来たらと言われるから強制させられているみたい

### (親について)

- 今後の勉強のことで親に怒鳴られた。
- 親が部屋をノックせずに入ってくる。
- 親の考えを押し付けられる。自由に考えてみたい。

### (校則について)

- 今どきツープロックが校則でだめ。
- 個性を消すような校則を守らせている。
- メイクとか校則で禁止されているけど、社会に出たらして当たり前。

## 第3条(基本理念)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第3条(基本理念)に反映されました。
- ・第3条(基本理念)には、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会を実現するための、基本的な考え方が書かれています。

### みなさんの意見

- ・子どもも大人も一人の人間として対等に扱ってほしい。
- ・子どもは大人よりも立場がどうしても低くなってしまいがちだから対等に扱ってほしい。
- ・男の子と女の子で分けられたり、差がある。
- ・生きるために何が必要か・・・命の権利、病院に行く権利、勉強する権利、学校に行ける権利
- ・小さい頃からの個性や性格の発達を妨害されず、損失してしまうようなことをさせない。
- ・子どもだから言いたいことが言えない環境をなくしてほしい。
- ・三重県の大人に守ってほしいこと・・・こどもの話を聞く。

### 意見反映時のポイント

- ・子どもが一人の人間として尊重されること
- ・子どもの命や健康が守られ、成長できること
- ・子どもの意見が聴かれること

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第3条(基本理念)

全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も受けることがないこと。
- ② 子どもの生命及び健康が守られ、健やかに成長及び発達することができること。
- ③ 子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができるとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参加することができること。
- ④ 子どもは、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

## 第5条(保護者の役割)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第5条(保護者の役割)に反映されました。
- ・第5条(保護者の役割)には、親など子どもを育てている人の役割が書かれています。

### みなさんの意見

- ・親が産んだのに「お金が無駄」と言われた。
- ・親が部屋をノックせずに入ってくる、ノックしたとしてもノータイムで入ってくる。
- ・親がたばこを吸っていたから子どもがぜんそくになった。
- ・大人は喫煙、飲酒をするが、子どもがいる場でもそれをする家庭もある。
- ・親の意見を押し付けられる。

### 意見反映時の ポイント

- ・保護者には子どもを育てる責任があること
- ・保護者は子どもが安心して過ごせるようにすること

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第5条(保護者の役割)

保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもの権利を守るとともに、子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう努めるものとする。

## 第6条(学校等の役割)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第6条(学校等の役割)に反映されました。
- ・第6条(学校等の役割)には、学校や児童福祉施設などで働く人の役割が書かれています。

### みなさんの意見

- ・身体じゃなく精神的にしんどい時保健室に行かせてもらえない。
- ・おなかがいっぱいなのに掃除の時間になっても給食を食べさせられる。
- ・学校の先生も権利を知ろうとしている(学校は大事)。
- ・先生に学校に関わる大切な話をしたのに無視された。
- ・訴えたことに対して「様子を見る」と言って先送りにする。
- ・自分は悪くないのに先生に注意されたが、圧があって反抗しづらく、反抗しても「言い訳だ」と言って聞いてくれない。
- ・「個性を尊重しましょう」と道徳の時は教えるのに、個性を消すような校則を守らせている。
- ・ピアス禁止→なんで先生はしていいの？だったらいいのでは

### 意見反映時のポイント

- ・学校等で子どもが安心して学び、育つことができること
- ・学校等の先生が子どもの権利について学ぶこと
- ・子どもが意見を表明でき、その意見が十分に尊重されること(学校の校則などに子どもの意見が反映されること)

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第6条(学校等関係者の役割)

- 1 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。
- 3 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について学び、及び意見を表明することができるよう支援するとともに、その年齢及び発達に応じて、子どもの意見を十分に尊重し、その最善の利益を優先して考慮するものとする。

## 第11条(子どもの安全・安心の確保)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第11条(子どもの安全・安心の確保)に反映されました。
- ・第11条(子どもの安全・安心の確保)には、虐待やいじめなどの権利侵害から子どもを守ること、権利が侵害された場合に救済を図ることが書かれています。

### みなさんの意見

- ・どんな条約があったらいいと思ったか・・・いじめを受けない、相談できる
- ・嫌だったこと・・・いじめ、仲間はずれ
- ・いじめられてて自由を奪われた。
- ・嫌なあだ名をつけられて「嫌」と言ってもずっと言ってくる。
- ・三重県の大人に守ってほしいこと・・・交通安全
- ・青信号渡ったら車が突っ込んできた。
- ・歩道と車道は広いのに自転車の道はせまい。
- ・生きるために何が必要か・・・助けられる権利、誰かを頼る権利

### 意見反映時のポイント

- ・いじめ、事故などの権利侵害から子どもが守られること
- ・子どもの権利が侵害された場合に、助けられること

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第11条(子どもの安全・安心の確保)

- 1 県は、虐待、いじめその他の権利侵害(ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)への反映

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)に反映されました。
- ・第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)には、県の基本的な施策の1つとして、子どもの権利について、大人も子どもも学ぶ機会をつくることが書かれています。

### みなさんの意見

- ・42条、子どもの権利条約を大学生になってから知った。→小学生くらいから知りたかった。
- ・子どもと関わる大人が、この権利条約を知ることが大事。
- ・大人もちゃんと子どもの権利条約を理解してほしい。
- ・お年寄りの方にも「子どもの権利条約」について理解してもらいたい。

### 意見反映時のポイント

- ・子どもの権利について、子どもも大人も学ぶことが大事であること

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第12条(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

## 第13条(子どもの育ちへの支援)への反映①

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第13条(子どもの育ちへの支援)第1項に反映されました。
- ・第13条(子どもの育ちへの支援)第1項には、県の基本的な施策の一つとして、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かに育つことができるように支援することが書かれています。

### みなさんの意見

- ・遊ぶ場所や勉強する場所を確保してほしい。
- ・公園を増やしたり、サッカーコートを作って。
- ・学校にもっと遊具が欲しい。
- ・子どもの遊び場を増やして。
- ・ボール禁止、騒ぐとクレームがくる公園では遊べないから、家に前の道路で遊ぶとそれはそれで言われる。だからゲームで遊ぶと、「最近の子たちはゲームばかり・・・」と言われる。
- ・公園や運動会で、子どもの声がうるさいと、遊ぶ場所が減っていく。
- ・コロナ禍の学校生活を経験していない大人が「それはそれで思い出」という。こちとら小学校の卒業式、中学校の自然教室と職場体験がなくなっている。
- ・高校生が自由に集まれる場所が無い。

### 意見反映時の ポイント

- ・子どもの学び、遊び、体験の機会が確保されること
- ・子どもの居場所が確保されること。

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第13条(子どもの育ちへの支援) 第1項

1 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- ① 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
- ② 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
- ③ 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
- ④ 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援

## 第13条(子どもの育ちへの支援)への反映②

- ・みなさんからいただいた意見は、中間案の第13条(子どもの育ちへの支援)第2項に反映されました。
- ・第13条(子どもの育ちへの支援)第2項には、県の基本的な施策の一つとして、特別な支援や配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障されるように支援することが書かれています。

### みなさんの意見

- ・塾に行くか行かないかで教育格差がおきる。
- ・一人親←身近に気軽に相談できる場所や機関を作る、一人親の仲間で集まれるところ
- ・里親より施設に行くことが多い。けれども家庭で育てられることもよい。
- ・原因の改善は全然できていないのに、不登校の子に声かけとか家庭訪問とかばかりするのは、その子にとってストレスだと思うから、もっと他の案を考えてほしい(実際ストレスに感じていた友達もいた)。

### 意見反映時のポイント

- ・特別な支援や配慮が必要な子どもが、必要な支援を受けられること。

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第13条(子どもの育ちへの支援) 第2項

2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

## 第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)への反映

・みなさんからいただいた意見は、中間案の第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)に反映されました。

・第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)には、県の基本的な施策の一つとして、子どもが意見を表明できるようにし、その意見を十分に尊重することが書かれています。

### みなさんの意見

- ・いじめ←アドボカシーを広める活動を！子ども自身が言えないことに対し、第三者に代弁してもらおう。
- ・もっと一人一人の個性や、したい事、したくない事が自由に発言、行動できるようにしないといけない。
- ・子どもがする事を大人が決めることが多い。大人が決めると子どもの本当にしたい事ができなくなってしまう。
- ・勝手にルールを作らないでほしい。
- ・自分で決めないからと言って勝手に決められる。

### 意見反映時のポイント

- ・子どもが自由に意見を表明することができ、その意見が尊重されること

### 最終案(意見が反映されたもの)

#### 第14条(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

- 1 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明ことができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。
- 2 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明できるよう努めるものとする。
- 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、その年齢及び発達に応じて、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。